



# 新毎日

夕刊

12月15日(火)

2009年(平成21年)

宮内庁の「1カ月ルール」の慣例を守らない特例となった天皇陛下と中国の習近平国家副主席の会見。陛下の「政治利用」を否定し、今回の会見を「天皇陛下の国事行為」と主張した民主党の小沢一郎幹事長の発言がさらに波紋を広げている。

静岡福祉大学の高橋紘教授(現代史皇室研究)は「外国要人との会見は、憲法が定める天皇陛下の国事行為

## 小沢氏発言 さらに波紋

外国要人会見 国事行為か否か

に含まれていない。小沢幹事長の発言は『入り口論』から問題」と指摘。「内閣の助言と承認で行われるなら、勝手に何でもできてしまう」と批判した。また「天皇陛下のお体が優れないなら、優位性の低い行事はお休みになればよい」との発言に対しては、「順番付けを行うもので、まさしく政治利用だ」と話している。

一方、法政大の永井憲一

名誉教授(憲法学)は「憲法7条には外国の大使、公使を受け入れることが国事行為として明記されており、外国の要人との会見を内閣が要請し天皇陛下が認めたらば問題はない。宮内庁長官が1カ月ルールという内規から『いけない』と言うのももっともだが、その上位にある憲法上の問題はなく、内閣の判断を尊重すべきだ」と話している。